

重要事項説明書（通所リハビリテーション事業）**（介護予防通所リハビリテーションを含む）**

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

主たる事業者の名称	地域医療機能推進機構
主たる事業者の所在地	東京都港区高輪3丁目22番12号
法人種別	独立行政法人
代表者の氏名	山本 修一
電話番号	03-3445-0863

2. 施設の概要

施設の名称	四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設
施設の所在地	三重県四日市市羽津山町10番8号
都道府県知事許可番号	2450280041
施設長の氏名	山本 隆行
電話番号	059-334-3388
FAX番号	059-334-3377
利用定員	100名

3. 事業の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練を提供することで、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、通所リハビリテーションを提供し、在宅ケアを支援することを目的とします。

また、当施設の通所リハビリテーションの利用に当たって利用者及び家族との面談により、利用者の身体の状態に応じた的確な介護サービス、家庭復帰へ向けての機能訓練を提供することに努めることとし、利用者及び家族には当施設の利用についての留意事項等の遵守を求め、明るく家庭的な雰囲気のもとで、通所リハビリテーションの利用をしていただくよう心がけるとともに、常に地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者等との密接な連携に努めることを運営方針としています。

4. 職員員数

職種	員数	業務内容
医師	1人以上	健康管理及び療養上の指導
看護職員	1人以上	看護業務
介護職員	4人以上	介護業務

理学療法士	1人以上	リハビリテーション業務
事務員	1人以上	施設運営に係る事務処理
支援相談員	1人以上	入退所、通所利用に関する相談業務

5. 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～金曜日
営業しない日	土曜日、日曜日、祝祭日、 年末年始：12月29日～1月3日
営業時間	午前8時30分～午後5時15分まで
サービス提供時間	午前 9時15分～午後3時30分まで 午前10時15分～午後4時30分まで
利用定員	30名とする

6. 事業の実施地域及び実施時間

通所利用者の通常の事業実施地域は、原則として四日市市内のうち県道365号線沿い以北、東名阪自動車道以東で、施設を出発し順次利用者を乗車または降車させ施設へ戻る時間が職員の勤務時間内において1時間以内とし、実施時間は別に定める通所リハビリテーションの開始、終了時間に合わせて実施する。

7. サービス内容

(1) 介護保険給付によるサービス

種類	内容
食事	食事時間 昼 食12:00～13:00 おやつ15:00～15:20 利用者の状況に応じて適切な食事介助を行うと共に、食事の自立についても適切な援助を行います。
医療・看護	医師により、定期的に診察を行います。それ以外でも必要がある場合には適宜診察を受け付けます。ただし、当施設で行えない処置（透析）や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療については他の医療機関での治療となります。 医療機関への定期的な受診が必要な場合はご相談下

	さい。
機能訓練	理学療法士、作業療法士等により利用者の状況に適した機能訓練を行ない、身体機能の低下を防止するよう努めます。
排泄	利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入浴・清拭	寝たきり等で、座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
送迎	車輦にて送迎を行います。

- ※ 通所リハビリテーションの利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。原則として食事は食堂でおとりいただきます。なお、通所リハビリテーションの利用時間帯によっては食事の提供ができないことがあります。その他（利用者が選定する特別な食事の費用、日常生活品費、教養娯楽費等）は、別途料金表をご覧ください。
- ※ 四日市市は1単位 10.33 円で計算しています。（1月につき）
- ※ 介護職員処遇改善加算として所定総点数に 4.7%と介護職員等特定処遇改善加算 2.0%、介護職員等ベースアップ等支援加算として 1.0%が乗じられます。

(2) 介護給付対象外サービス

(非課税)

食費(1食につき)	650円
オムツ代	利用された種類によって異なります。
その他の費用	通所リハビリテーションサービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者様にご負担いただくことが適当と認められる費用は、利用者様の負担になります。

8. 利用料金等のお支払い方法

- (1) 口座引落：原則、利用月翌月 27 日に自動振替でのお支払いとなります。
※自動振替を希望されない場合は、現金払いでも承ります。
- (2) 現金支払：毎月 15 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の月末までにお支払いください。お支払いいただくと領収印を押印いたします。

9. 苦情相談窓口

当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、電話 059-334-3388 までお気軽にご相談ください。1階受付に備え付けられた「ご意見箱」での受付も致しておりますのでご利用ください。施設として誠意をもって対応させていただきます。

10. 緊急時の対応方法

サービス提供中に病状の急変や事故等が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、利用者の主治医又は事業者の協力医療機関及び利用者の係る居宅支援事業者に連絡をします。

※契約書に記載の緊急連絡先に連絡いたします。

【協力医療機関】

医療機関名称	四日市羽津医療センター
所在地	四日市市羽津山町10番8号
電話番号	059-331-2000

11. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設 消防計画」にのっとり対応を行います。
平常時の訓練	別途定める「四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設 消防計画」にのっとり年2回(うち1回は夜間を想定)の防災訓練を実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・スプリンクラー ・屋内、屋外消火栓 ・消火器 ・誘導灯 ・自動火災報知設備 ・非常灯 ・防火扉 <p>※カーテンは防災性能のあるものを使用しています。</p>

12. 施設ご利用にあたっての留意事項

来訪・面会	<p>面会時間 8:00～20:00</p> <p>面会時間及び面会条件についてはスタッフまでお尋ね下さい。</p>
外泊・外出	<p>外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅時間を職員に申し出てください。</p> <p>※外泊・外出の届書の提出が必要になります。</p>
療養室・設備・器具の利用について	施設内の療養室や設備、器具は本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
飲酒・喫煙	飲酒は禁止。喫煙は敷地内全面禁煙となっております。
迷惑行為	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の利用者の療養室等に立ち入らないでください。
所持金品の管理	所持金は自己の責任とし、本施設は責任を負いかねます。
宗教・政治活動	施設内での他の入所者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
残置物について	利用期間終了後、契約者の私物が残置されている場合は、契約者又は身元引受人に引き取りの連絡をいたします。連絡後1ヶ月を経過しても引き取らない場合は、当施設にて処分いたします。ただし、残置物によっては処分費用を契約者又は連帯保証人にご負担いただく場合があります。
ターミナルケアの同意について	看取りの対象となった場合、当施設の「看取り」の手順に従い、入所者またはその家族等の同意を得てターミナル計画をたてます。加算費用は死亡月にまとめて請求となります。

1.3. その他

契約終了後、利用者の私物が残置されている場合は、利用者又はご家族様に引き取りの連絡をいたします。連絡後1ヶ月を経過しても引き取らない場合は、当施設において処分させていただきます。

個人情報の利用目的

四日市羽津医療センター附属介護老人保健施設では、利用者とその家族の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 一、入退所等の管理
 - 一、会計・経理
 - 一、事故等の報告
 - 一、当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業所等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 一、利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業所や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 一、利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 一、検体検査業務の委託その他の業務委託
 - 一、家族への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 一、保険事務の委託
 - 一、審査支払機関へのレセプト（介護給付明細書）の提出
 - 一、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
 - ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔施設内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 一、当施設において行われる学生の実習への協力
 - 一、当施設において行われる事例研究
 - 一、広報誌の掲載

〔施設外部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 一、外部監査機関への情報提供